

令和元年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

目 次

1 監査の種類	-----	1
2 監査の期日及び対象	-----	1
3 監査の範囲	-----	1
4 監査の方法	-----	1
5 監査の着眼点	-----	1
6 監査の結果	-----	3
第1 財政援助団体監査		
1 株式会社 てらだ工房(袋井市産地パワーアップ事業費補助金)	-----	4
2 株式会社 愛英 ひよこ幼稚園(袋井市保育所等事業費補助金・袋井市 認証保育所運営費補助金)	-----	6
3 宗教法人 富士浅間宮(袋井市文化財保存費補助金)	-----	7
4 袋井市観光協会(袋井市観光開発事業費補助金)	-----	9
第2 公の施設の指定管理者監査		
1 社会福祉法人 明和会 (袋井市立可睡寮指定管理委託(公の施設に係る指定管理委託料))	-----	11

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の期日及び対象

期 日	対 象	
	団体の名称	補助金・指定管理の名称
令和元年10月30日	株式会社 てらだ工房	袋井市産地パワーアップ事業費補助金
	株式会社 愛英 ひよこ幼稚園	袋井市保育所等事業費補助金
		袋井市認証保育所運営費補助金
宗教法人 富士浅間宮	袋井市文化財保存費補助金	
令和元年10月31日	社会福祉法人 明和会	公の施設に係る指定管理委託料
令和元年11月13日	袋井市観光協会	袋井市観光開発事業費補助金

3 監査の範囲

平成30年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る事務の執行状況及び公の施設の管理を行った団体の当該事務の執行状況

4 監査の方法

各団体及びそれを所管する各課から提出された関係書類を審査するとともに、団体関係者及び所管課職員から内容説明を受け、事務事業の実施状況等を聴取し監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

ア 所管課関係

- (ア) 交付決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 条件の内容は明確か。
- (エ) 金額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

イ 団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (イ) 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助目的に沿って支出されているか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 所管課関係

- (ア) 団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (カ) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示が行われているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図る場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は、条例及び関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (エ) 利用促進に努めているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備及び保存は、適切に行われているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

6 監査の結果

各団体の補助事業等に係る事務事業の執行及び出納事務は、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する各課の補助金交付事務についても、それぞれ目的に沿った事業展開がなされており、おおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

第1 財政援助団体監査

1 株式会社 てらだ工房

(1) 交付団体

株式会社 てらだ工房

(2) 所管課

産業環境部 農政課

(3) 補助金の名称及び金額等

ア 名称 袋井市産地パワーアップ事業費補助金

イ 対象事業 コスト削減に向けた高性能な農業機械の導入及びリース導入事業

ウ 補助金額 10,939,000円

(4) 事業実施目的

農産物生産の収益力向上に計画的に取り組む産地の生産体制の強化及び集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するため。

(5) 平成30年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考
補助金	15,414,000	10,939,000	市補助金
自己資金	17,881,536	12,691,716	
合計	33,295,536	23,630,716	

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	備考
事業費	33,295,536	23,630,716	農業機械リース料金 乾燥機2台、コンバイン1台、 トラクター1台、ツーウェイ ローター1台
合計	33,295,536	23,630,716	

収入総額 23,630,716 円 - 支出総額 23,630,716 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(6) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続き

については、団体内における処理方法に沿って、適正に処理されていることを確認した。

(7) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、適正に処理されていることを確認した。

2 株式会社 愛英 ひよこ幼稚園

(1) 交付団体

株式会社 愛英 ひよこ幼稚園

(2) 所管課

教育委員会 教育部 すこやか子ども課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 (ア) 袋井市保育所等事業費補助金
(イ) 袋井市認証保育所運営費補助金
- イ 対象事業 (ア) 乳幼児健全育成事業
(イ) 袋井市認証保育所運営補助事業
- ウ 補助金額 4,937,200円

(内訳)

(単位：円)

対象事業	乳幼児健全育成事業	袋井市認証保育所運営補助事業	合 計
補助金額	1,453,800	3,483,400	4,937,200

(4) 事業実施目的

ア 乳幼児健全育成事業

低年齢児の保育サービスの拡充を図るため。

イ 袋井市認証保育所運営補助事業

認可保育所等に入所できない児童の受け皿となっている認証保育所の運営を支援し、施設の維持及び保育水準の向上を図るため。

(5) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、団体内における処理方法に沿って、適正に処理されていることを確認した。

(6) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

ア 補助金交付申請書に添付された法人市民税の領収書の写しに宛名の記載がなかった。所管課は補助団体に対し、書類作成について適正に指導するとともに、提出された書類の審査を徹底されたい。

3 宗教法人 富士浅間宮

(1) 交付団体

宗教法人 富士浅間宮

(2) 所管課

教育委員会 教育部 生涯学習課

(3) 補助金の名称及び金額等

- ア 名 称 袋井市文化財保存費補助金
- イ 対象事業 指定文化財の保存及び活用事業
- ウ 補助金額 2,233,000円

(4) 事業実施目的

指定文化財の保存と活用を図り、市民文化の向上に資するため。

(5) 平成30年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
補助金	31,071,000	31,071,000	国庫補助金 26,586,000円 県費補助金 2,252,000円 市補助金 2,233,000円
自己資金	2,281,340	2,281,340	
合 計	33,352,340	33,352,340	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
工事請負費	30,355,560	30,360,960	本殿修理
委託費	2,938,140	2,938,140	本殿修理設計管理委託 消防設備等保守点検委託
旅費	35,000	34,040	文化庁担当官指導旅費
需用費	9,000	5,800	
役務費	14,640	13,400	
合 計	33,352,340	33,352,340	

収入総額 33,352,340円 - 支出総額 33,352,340円 = 0円 翌年度への繰越なし

(6) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

(ア) 領収書等の証拠書類を紛失しているものが一部見受けられた。これらは支払の証拠となる重要な書類であることから、適切に整備、保管されたい。

(7) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

ア 袋井市文化財保存費補助金交付要綱において、補助金の補助率は、本殿修理事業については経費の3分の1以内、消防設備保守点検事業については経費の2分の1以内とされているが、交付決定の際には要綱と異なる算定表記で決裁していた。交付決定金額そのものには問題はないが、要綱に基づいた表記で算定するよう改められたい。

イ 補助事業の内容変更について、事前に市長の承認を受ける必要があるため、所管課は補助団体に対し、適正な事務処理の指導を行うとともに、書類審査を徹底されたい。

ウ 補助団体から請負業者への支払遅延が見受けられたが、当年度補助金が交付されるまで資金がないため支払いができなかったとのことである。補助金交付要綱には概算払も認められているので、補助団体が円滑に事業を執行するため、補助金の支払方法について配慮されたい。

4 袋井市観光協会

(1) 交付団体

袋井市観光協会

(2) 所管課

産業環境部 産業政策課

(3) 補助金の名称及び金額等

ア 名 称 袋井市観光開発事業費補助金
 イ 対象事業 袋井市観光協会が観光振興を図るための事業
 ウ 補助金額 18,062,000円

(4) 事業実施目的

観光施設の整備及び内外観光客の誘致の増進を図るため。

(5) 平成30年度補助事業決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
会費	1,293,000	1,299,000	
補助金	6,650,000	18,062,000	市補助金
特別賦課金	175,000	177,500	
事業収入	4,237,000	5,964,829	
特別会計繰入金	1,000,000	1,000,000	
前年度繰越金	879,170	879,170	
雑収入	65,830	222	
合 計	14,300,000	27,382,721	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
会議費	580,000	636,204	
事務局費	6,700,000	7,066,682	
事業費	6,870,000	18,036,966	
特別会計繰出金	0	1,000,000	
予備費	150,000	0	
合 計	14,300,000	26,739,852	

収入総額 27,382,721円 — 支出総額 26,739,852円 = 642,869円 翌年度へ繰越

(6) 団体監査所見

ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

(ア) 契約の締結に際し、会長の決裁行為がなされていなかったため、書面での決裁事務処理を行うよう検討されたい。

イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

(イ) 出納関係の帳票が適正に整備されているか原本書類により確認したところ、案内所特産品販売収入の明細が不明瞭であった。会計処理の正確性確保のため、明細書を添付し、適正に処理されたい。

(イ) 協会が観光振興を図るため行う事業については、補助金交付申請書及び事業実績報告書が総会後の5月に提出されているが、袋井市観光開発事業費補助金交付要綱に基づき提出されたい。

(7) 所管課監査所見

補助金に係る交付決定、交付確定及び支払の手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

ア 協会の事務処理について、定期的に内容を確認するなど適切な指導及び助言をされたい。

イ 協会は、行政財産である観光案内所の一部を使用していることから、袋井市市有財産規則に基づいた手続きをされたい。

第2 公の施設の指定管理者監査

1 公の施設に係る指定管理委託料

(1) 指定管理者

社会福祉法人 明和会

(2) 所管課

市民生活部 しあわせ推進課

(3) 指定管理の概要等

ア 施設の名称

袋井市立可睡寮

イ 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日（5年間）

ウ 業務の範囲

可睡寮の管理運営、施設及び設備の維持管理

エ 委託料

99,534,245円

オ 管理運営状況

施設長1人、生活相談員2人、支援員7人、看護師1人、栄養士1人、事務職員1人、嘱託医1人

(4) 平成30年度収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
事務費収入	72,910,000	72,906,765	指定管理委託料
事業費収入	26,730,000	26,627,480	
その他の利用料収入	10,000	0	
その他の事業収入	280,000	280,000	
受取利息配当金収入	1,000	550	
その他の収入	175,000	169,590	
積立資産取崩収入	566,000	66,000	
前期末支払資金残高	34,966,000	34,965,451	
計	135,638,000	135,015,836	

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
人件費	53,595,000	53,503,539	
事業費	24,113,000	23,676,087	
事務費	21,595,000	21,434,888	
積立資産支出	152,000	151,800	
拠点区分間繰入金支出	1,200,000	1,200,000	
計	100,655,000	99,966,314	

収入総額 135,015,836 円 — 支出総額 99,966,314 円 = 35,049,522 円 翌年度へ繰越

(5) 団体監査所見

ア 指定管理に係る管理業務は、基本協定書に基づきおおむね適正な執行がされていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため、適正に処理されたい。

(ア) 嘱託医の診療回数が運営規程と適合していないため、適正回数を検討した上で、規程あるいは運用の見直しを図られたい。

(イ) 年度事業報告書が基本協定書に定めている期日を過ぎて提出されているため、適正に処理されたい。

イ 出納に係る事務処理は、団体内における処理方法に沿って、適正に処理されていることを確認した。

(6) 所管課監査所見

施設の老朽化が見られることから、指定管理者と協議の上、計画的に修繕を実施し、入所者が常に安心・安全に施設を利用できるよう努められたい。